****************************** **** 平成27年3月2日 第3回倉吉市議会定例会議案 吉 倉 市 * 米

平成27年 3月 第3回 倉吉市議会定例会会期

3月2日	(月曜日)	本	会	議
3月3日	(火曜日)	本	会	議
3月4日	(水曜日)	本	会	議
3月5日	(木曜日)	本	会	議
3月6日	(金曜日)	予	備	日
3月7日	(土曜日)	休		会
3月8日	(日曜日)	休		会
3月9日	(月曜日)	本	会	議
3月10日	(火曜日)	本	会	議
3月11日	(水曜日)	予	備	日
3月12日	(木曜日)	委	員	会
3月13日	(金曜日)	委	員	会
3月14日	(土曜日)	休		会
3月15日	(日曜日)	休		会
3月16日	(月曜日)	委	員	会
3月17日	(火曜日)	委	員	会
3月18日	(水曜日)	委	員	会
3月19日	(木曜日)	委	員	会
3月20日	(金曜日)	予	備	日
3月21日	(土曜日)	休		会
3月22日	(日曜日)	休		会
3月23日	(月曜日)	議事	整 理	日
3月24日	(火曜日)	本	会	議

報 告

平成27年 3月第3回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条の規定により 説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成27年 3月 2日

倉吉市議会議長 由 田 隆

記

市 長 石 田 耕太郎 水道局長 池田弘之 副 市 長 山 崹 昌 徳 監査委員事務局 長兼選挙管理委 教 育 長 福 井 伸一郎 員会事務局長 平田 義人 総 務 部 長 池 田 将 農業委員会 登 事務局長 藤 原 勝 則 企画振興部長 片 Щ 暢 博 教育委員会 祐二 務局長 福祉保健部長 塚 根 智 子 涌 嶋 產業環境部長 岩 本 善 文 総務部総務課長 山中 敏 幸 建設部長 長井 貴 徳

議案第 3号	平成26年度倉吉市一般会計補正予算(第10号) ————————————————————————————————————	
議案第 4号	平成26年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	- 別冊
議案第 5号	平成27年度倉吉市一般会計予算 ————————————————————————————————————	
議案第 6号	平成27年度倉吉市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 7号	平成27年度倉吉市介護保険事業特別会計予算	
議案第 8号	平成27年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 9号	平成27年度倉吉市簡易水道事業特別会計予算	
議案第10号	平成27年度倉吉市温泉配湯事業特別会計予算	
議案第11号	平成27年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計予算	
議案第12号	平成27年度倉吉市土地取得事業特別会計予算	- 別冊
議案第13号	平成27年度倉吉市下水道事業特別会計予算	
議案第14号	平成27年度倉吉市駐車場事業特別会計予算	
議案第15号	平成27年度倉吉市集落排水事業特別会計予算	
議案第16号	平成27年度倉吉市国民宿舎事業特別会計予算	
議案第17号	平成27年度倉吉市高城財産区特別会計予算	
議案第18号	平成27年度倉吉市小鴨財産区特別会計予算	
議案第19号	平成27年度倉吉市北谷財産区特別会計予算	
議案第20号	平成27年度倉吉市上北条財産区特別会計予算 ————————————————————————————————————	
議案第21号	平成27年度倉吉市水道事業会計予算 ————————————————————————————————————	- 別冊
議案第22号	倉吉市事務分掌条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・	L
議案第23号	倉吉市行政手続条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第24号	倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について ・・・・・・・・・・ 1()
議案第25号	特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・ 1 6	5
議案第26号	倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・2 2	2
議案第27号	倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・3 2	2
議案第28号	倉吉市特別会計条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 8	3
議案第29号	倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について・・・・・ 4()
議案第30号	倉吉市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第31号	倉吉市行政財産使用料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 2	2
議案第32号	倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定に	
	ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 {	5
議案第33号	倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制	
	定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9)
議案第34号	倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部	
	改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 2	2
議案第35号	倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービ	
	スの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に	
		4

議案第3	6号	倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
		等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条
		例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第3	7号	倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定
		める条例の制定について・・・・・・ 70
議案第3	8号	倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例の制定につ
		いて72
議案第3	9号	財産の取得について・・・・・・ 7 5
議案第4	0号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について・・・・・・・・・・・ 7 6
陳情第	1号	倉吉市立図書館におけるインターネット環境の整備等に係る陳情・・・・・・・ 陳 1
陳情第	2号	憲法の趣旨に合致する形での地方自治法等の改正を求める意見書提出につ
		いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 陳3

議案第22号

倉吉市事務分掌条例の一部改正について

次のとおり倉吉市事務分掌条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市事務分掌条例の一部を改正する条例

倉吉市事務分掌条例(昭和47年倉吉市条例第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりと	第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
する。	総務部
総務部	(1)~(11) 略
(1)~(11) 略	企画振興部
企画振興部	(1)~(17) 略
(1)~(17) 略	福祉保健部
福祉保健部	(1)~(5) 略
(1)~(5) 略	産業環境部
産業環境部	(1)~(6) 略
(1)~(6) 略	建設部
建設部	(1)~(6) 略
(1)~(6) 略	(7) 工事検査に関する事項

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第23号

倉吉市行政手続条例の一部改正について

次のとおり倉吉市行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市行政手続条例(平成8年倉吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応 する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存 在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合 には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分 が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改正後 改正前

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 申請に対する処分(第6条-第12条)

第3章 不利益処分

第1節 通則 (第13条—第15条)

第2節 聴聞 (第16条—第27条)

第3節 弁明の機会の付与(第28条-第30条)

第4章 行政指導(第31条―第35条の2)

第4章の2 処分等の求め(第35条の3)

第5章 届出(第36条)

第6章 補則(第37条・第38条)

附則

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第 88号) 第46条の趣旨にのっとり、処分、行政指導 88号) 第38条の趣旨にのっとり、処分、行政指導 及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定 めることによって、行政運営における公正の確保 と透明性(行政上の意思決定について、その内容 及び過程が市民にとって明らかであることをい う。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保 護に資することを目的とする。

2 略

(定義)

の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、 特定の者を名宛人として、直接に、これに義務 を課し、又はその権利を制限する処分をいう。 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する 処分その他申請に基づき当該申請をした者を

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 申請に対する処分(第6条-第12条)

第3章 不利益処分

第1節 通則(第13条—第15条)

第2節 聴聞 (第16条—第27条)

第3節 弁明の機会の付与(第28条-第30条)

第4章 行政指導(第31条—第35条)

第5章 届出(第36条)

第6章 補則(第37条・第38条)

附則

(目的等)

及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定 めることによって、行政運営における公正の確保 と透明性(行政上の意思決定について、その内容 及び過程が市民にとって明らかであることをい う。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保 護に資することを目的とする。

2 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、 特定の者を名あて人として、直接に、これに義 務を課し、又はその権利を制限する処分をい う。ただし、次のいずれかに該当するものを除

ア略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する 処分その他申請に基づき当該申請をした者を 名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすること とされている処分

工略

 $(7)\sim(9)$ 略

(適用除外)

- |第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、||第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、 次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 $(1)\sim(7)$ 略
 - (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の 公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能 性のある現場において、これらの公益を確保す るために必要な措置を執る権限を法律又は条例 上直接に与えられた職員によってされる処分及 び行政指導
 - (9)及び(10) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機 関に対する処分(これらの機関又は団体がその固 有の資格において当該処分の名宛人となるものに 限る。)及び行政指導並びに届出(これらの機関 又は団体がその固有の資格においてすべきことと されているものに限る。) については、この条例 の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- 第14条 市長等は、不利益処分をしようとする場合第14条 市長等は、不利益処分をしようとする場合 ころにより、当該不利益処分の名宛人となるべき 者について、当該各号に定める意見陳述のための 手続を執らなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア略
 - イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又 は地位を直接に剥奪する不利益処分をしよう とするとき。

ウ略

- (2) 略
- 規定は適用しない。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 当該不利益処分の性質上それによって課せ られる義務の内容が著しく軽微なものであるた め名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴く ことを要しないものとして、次に掲げる処分を しようとするとき。

ア及びイ 略

3 略 名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にするこ ととされている処分

工 略

 $(7)\sim(9)$ 略

(適用除外)

- 次章から第4章までの規定は、適用しない。
 - $(1)\sim(7)$ 略
 - (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の 公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可 能性のある現場において、これらの公益を確保 するために必要な措置を執る権限を法律又は条 例上直接に与えられた職員によってされる処分 及び行政指導
 - (9)及び(10) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

関に対する処分(これらの機関又は団体がその固 有の資格において当該処分の名あて人となるもの に限る。)及び行政指導並びに届出(これらの機 関又は団体がその固有の資格においてすべきこと とされているものに限る。)については、この条 例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- には、次の各号の区分に従い、この章の定めると には、次の各号の区分に従い、この章の定めると ころにより、当該不利益処分の名あて人となるべ き者について、当該各号に定める意見陳述のため の手続を執らなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
 - イ アに規定するもののほか、名あて人の資格 又は地位を直接にはく奪する不利益処分をし ようとするとき。

ウ略

(2) 略

- 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の 規定は適用しない。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 当該不利益処分の性質上それによって課せ られる義務の内容が著しく軽微なものであるた め名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴 くことを要しないものとして、次に掲げる処分 をしようとするとき。

ア及びイ 略

3 略

(不利益処分の理由の提示)

- 第15条 市長等は、不利益処分をする場合には、そ|第15条 市長等は、不利益処分をする場合には、そ の名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由 を示さなければならない。ただし、当該理由を示 さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合 は、この限りではない。
- 2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当 該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処 分後において理由を示すことが困難な事情がある ときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由 を示さなければならない。

(聴聞の通知の方式)

を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利 益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる 事項を書面により通知しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

所在が判明しない場合においては、第1項の規定 による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に 掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交 付する旨を当該市長等の事務所の掲示板に掲示す ることによって行うことができる。この場合にお いては、掲示を始めた日から2週間を経過したと きに、当該通知がその者に到達したものとみな す。

(続行期日の指定)

第23条 略

2 略

て、当事者又は参加人の所在が判明しないときに おける通知の方法について準用する。この場合に おいて、第16条第3項中「不利益処分の名宛人と なるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」 と、「掲示を始めた日から2週間を経過したと き」とあるのは「掲示を始めた日から、2週間を 経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の 翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第26条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑第26条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情にか 条第3項の規定により提出された報告書を返戻し

(不利益処分の理由の提示)

- の名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理 由を示さなければならない。ただし、当該理由を 示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場 合は、この限りではない。
- 該名あて人の所在が判明しなくなったときその他 処分後において理由を示すことが困難な事情があ るときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理 由を示さなければならない。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第16条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞第16条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞 を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利 益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げ る事項を書面により通知しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の|3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者 の所在が判明しない場合においては、第1項の規 定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び 第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号 に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に 交付する旨を当該市長等の事務所の掲示板に掲示 することによって行うことができる。この場合に おいては、掲示を始めた日から2週間を経過した ときに、当該通知がその者に到達したものとみな

(続行期日の指定)

第23条 略

2 略

第16条第3項の規定は、前項本文の場合におい3 第16条第3項の規定は、前項本文の場合におい て、当事者又は参加人の所在が判明しないときに おける通知の方法について準用する。この場合に おいて、第16条第3項中「不利益処分の名あて人 となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」 と、「掲示を始めた日から2週間を経過したと き」とあるのは「掲示を始めた日から、2週間を 経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の 翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前 んがみ必要があると認めるときは、主宰者に対 し、前条第3項の規定により提出された報告書を て聴聞の再開を命ずることができる。第23条第2 返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第23 項本文及び第3項の規定は、この場合について準 条第2項本文及び第3項の規定は、この場合につ 用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第29条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による|第29条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による でに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人と なるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により 通知しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

(行政指導の方式)

第34条 略

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際 に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等 に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すと きは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示 さなければならない。
 - (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は 条例等の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理 由
- しなければならない。

4 略

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 略

(行政指導の中止等の求め)

- 第35条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正 を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又 は条例に置かれているものに限る。次条において 同じ。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又 は条例に規定する要件に適合しないと思料すると きは、当該行政指導をした市の機関に対し、その 旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な 措置をとることを求めることができる。ただし、 当該行政指導がその相手方について弁明その他意 見陳述のための手続を経てされたものであるとき は、この限りでない。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出 書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は 居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条 例の条項

いて準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)ま 弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)ま でに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人 となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面によ り通知しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

(行政指導の方式)

第34条 略

- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相<u>2</u> 行政指導が口頭でされた場合において、その相 手方から前2項に規定する事項を記載した書面の 手方から前項に規定する事項を記載した書面の交 交付を求められたときは、当該行政指導に携わる 付を求められたときは、当該行政指導に携わる者 者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付」は、行政上特別の支障がない限り、これを交付し なければならない。
 - 3 略

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 略

- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと 思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があ ったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が 当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと 認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な 措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

- 第35条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事 実がある場合において、その是正のためにされる べき処分(その根拠となる規定が法令に置かれて いるものを除く。) 又は行政指導がされていない と思料するときは、当該処分をする権限を有する 市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の 機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行 政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出 書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は 居所
 - (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又 は条例等の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきである と思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定によ る申出があったときは、必要な調査を行い、その 結果に基づき必要があると認めるときは、当該処 分又は行政指導をしなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (倉吉市税条例の一部改正)
- 2 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する 同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(倉吉市行政手続条例の適用除外)	(倉吉市行政手続条例の適用除外)
第6条の2 略	第6条の2 略
9	9

一十紀朱彻男3朱、男4朱乂は男34朱男4頃に疋14

めるもののほか、徴収金を納入し、又は納入する 義務の適正な実現を図るために行われる行政指導 (手続条例第2条第8号に規定する行政指導をい う。)については、手続条例<u>第34条第3項</u>及び第 35条の規定は適用しない。 めるもののほか、徴収金を納入し、又は納入する 義務の適正な実現を図るために行われる行政指導 (手続条例第2条第8号に規定する行政指導をい う。)については、手続条例<u>第34条第2項</u>及び第 35条の規定は適用しない。

議案第24号

倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項、 第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に 基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員(法第26条の5第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

- 第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。
 - (1) 外国での勤務
 - (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。) (配偶者同行休業の承認の申請)
- 第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに 当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外 国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。
- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対し、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

- 第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。
- 2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

- 第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
 - (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在 事由に該当しないこととなったこと。
 - (2) 配偶者同行休業をしている職員が、倉吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年 倉吉市条例第2号)第14条に規定する特別休暇のうち出産による休暇により就業しなくなったこ と。
 - (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法

律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。 (届出)

- 第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 配偶者が死亡した場合
 - (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
 - (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合
- 2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

- 第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年(同条第1項の規定による請求があった場合にあっては、当該請求による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて1年)を超えて行うことができない。
 - (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

- 第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合において他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、 その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

- 第11条 倉吉市職員退職手当支給条例(昭和29年倉吉市条例第5号)第6条の4第1項及び第7条第 5項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する 現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 2 配偶者同行休業をした期間についての倉吉市職員退職手当支給条例第7条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、任命権者が別に 定める。

附 則 (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(倉吉市職員定数条例の一部改正)

2 倉吉市職員定数条例(昭和28年倉吉市条例第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前	
第2条の2 次に掲げる職員は、定数外とすることができる。 (1)~(3) 略 (4) 配偶者同行休業をしている職員	第2条の2 次に掲げる職員は、定数外とすることができる。 (1)~(3) 略	

(倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

改正後

3 倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年倉吉市条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の 改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該 移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加 える。

以止後	以正則	
(報告事項)	(報告事項)	
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関	
し、任命権者が報告しなければならない事項は、職	し、任命権者が報告しなければならない事項は、職	
員(臨時的任用職員及び非常勤職員(法第28条の5	員(臨時的任用職員及び非常勤職員(法第28条の5	
第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除	第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除	
く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項	く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項	
とする。	とする。	
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略	
(4) 職員の休業に関する状況		
<u>(5)</u> 略	<u>(4)</u> 略	
<u>(6)</u> 略	<u>(5)</u> 略	

改正前

<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略	
<u>(8)</u> 略	<u>(7)</u> 略	
<u>(9)</u> 略	<u>(8)</u> 略	

(倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 倉吉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年倉吉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員
は、次に掲げる職員とする。	は、次に掲げる職員とする。
(1) 育児休業法第6条第1項又は倉吉市職員の配	(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を
偶者同行休業に関する条例(平成27年倉吉市条例	定めて採用された職員
第一号)第9条第1項の規定により任期を定めて	
採用された職員	
(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略
(育児短時間勤務をすることができない職員)	(育児短時間勤務をすることができない職員)
第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員	第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員
は、次に掲げる職員とする。	は、次に掲げる職員とする。
(1) 育児休業法第6条第1項又は倉吉市職員の配	(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を
偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定に	定めて採用された職員
より任期を定めて採用された職員	
(2) 略	(2) 略

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前			
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)			
第18条の3 略	第18条の3 略			

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第18条の4 地方公務員法第26条の6第1項又は第4 項の承認を受けた職員には、当該承認に係る同条第 1項に規定する配偶者同行休業をしている期間につ いては、給与を支給しない。

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第19条の3 略	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第19条の3 略
(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与) 第19条の4 地方公務員法第26条の6第1項又は第4 項の承認を受けた職員には、当該承認に係る同条第 1項に規定する配偶者同行休業をしている期間につ いては、給与を支給しない。	

議案第25号

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年倉吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正 部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(給与及びその額)

第2条 略

2 略

3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬 月額の100分の140に相当する額に、6月に支給す る場合においては100分の145、12月に支給する場 合においては100分の165を乗じて得た額に、6月 1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以 前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区 分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭 和28年倉吉市条例第30号) 第21条第2項各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

第3条 略

2 略

分の140に相当する額に、6月に支給する場合にお いて100分の130、12月に支給する場合において100 分の155を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の 期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、 倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号 に定める割合を乗じて得た額とする。

(給与及びその額)

第2条 略

2 略

月額の100分の140に相当する額に、6月に支給す る場合においては100分の140、12月に支給する場 合においては100分の170を乗じて得た額に、6月 1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以 前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区 分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭 和28年倉吉市条例第30号) 第21条第2項各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

第3条 略

2 略

3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額の100 3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額の100 分の140に相当する額に、6月に支給する場合にお いて<u>100分の125</u>、12月に支給する場合において<u>100</u> 分の160を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の 期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、 倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号 に定める割合を乗じて得た額とする。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和43年倉吉市条例第17号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正 部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(給与の額)

第2条 略

2 略

3 期末手当の額は、給料月額の100分の140に相当 3 期末手当の額は、給料月額の100分の140に相当 する額に、6月に支給する場合においては100分の 130、12月に支給する場合においては100分の155を 乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月 以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉 吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条 例第30号) 第21条第2項各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

(給与の額)

第2条 略

2 略

する額に、6月に支給する場合においては100分の 125、12月に支給する場合においては100分の160を 乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月 以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉 吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条 例第30号) 第21条第2項各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

(倉吉市職員定数条例の一部改正)

第3条 倉吉市職員定数条例(昭和28年倉吉市条例第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前 第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選|第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選 挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員 举管理委員会、監查委員、公平委員会、農業委員 会及び教育委員会の事務部局並びに公営企業に常 会及び教育委員会の事務部局並びに公営企業に常 時勤務する一般職の地方公務員(臨時的に任用さ 時勤務する一般職の地方公務員(教育長及び臨時 れる者を除く。)をいう。 の職員を除く。)をいう。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する 同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場 合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、 当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改 める。

改正後 改正前 第3条 市長<u>、副市長及び教育長</u>(以下「市長等」<mark>|第3条 市長<u>及び副市長</u>(以下「市長等」という。)</mark> という。) の受ける給与は、給料及び期末手当と の受ける給与は、給料及び期末手当とする。 する。 2及び3 略 2及び3 略 (費用弁償又は旅費)

- 第7条 特別職の職員が公務のため旅行したとき|第7条 特別職の職員が公務のため旅行したとき は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第 は、費用弁償として旅費を支給する。 2項、第203条の2第3項又は第204条第1項の規 定により、費用弁償又は旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する費用弁償又は旅費の 2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方 例(昭和28年倉吉市条例第32号)に定めるところ 倉吉市条例第32号)に定めるところによる。 による。
- 3 略

別表 (第2条—第4条関係)

	<i>'</i>			
職名	給与の	給与の額		
	名称			
略	-	=		
副市長	IJ	IJ	708,000	
教育長	II .	IJ	625, 000	
教育委員会の委員	報酬	<i>II</i>	47,000	
略				

(費用弁償)

- 額及び支給方法は、倉吉市職員の旅費に関する条 法は、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年
 - 3 略

別表(第2条-第4条関係)

	4) I /([X] //(<u>′</u>			
職。	給与の	給与の額			
		名称			
略		_			
副市長	11	IJ	708,000		
教育委員会	委員長	報酬	IJ	63,000	
の委員	委員	11	IJ	47,000	
略					

(倉吉市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 倉吉市特別職報酬等審議会条例(昭和39年倉吉市条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正 部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前 (諮問) (諮問) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額、市長、第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額、市長 副市長及び教育長の給料の額その他特別職の職員 及び副市長の給料の額その他特別職の職員の報酬 の報酬の額に関する条例を議会に提案しようとす の額に関する条例を議会に提案しようとするとき るときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額につ は、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審 いて審議会の意見を聞くものとする。 議会の意見を聞くものとする。 2 市長は、必要があると認めるときは、市長、副2 市長は、必要があると認めるときは、市長及び 市長及び教育長の退職手当の支給基準について審 副市長の退職手当の支給基準について審議会の意 議会の意見を聞くことができる。 見を聞くことができる。 (委員) (委員) 第3条 略 第3条 略 2 委員は、倉吉市内の公共的団体等の代表者その2 委員は、倉吉市内の公共的団体等の代表者その 他住民のうちから、必要の都度、市長が任命する。 他住民のうちから、必要のつど、市長が任命する。 3 略 3 略

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

改正後

第6条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前

教育長の <u>勤務時間、休暇等及び職務専念義務</u> <u>の特例</u> に関する条例	教育長の <u>給与等</u> に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び	第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年
休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教	法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育
育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法	長の給与、勤務時間その他の勤務条件について必
律第162号) 第11条第5項の規定に基づき、教育長	要な事項を定めるものとする。
の職務に専念する義務の特例について必要な事項	
を定めるものとする。	
	(給与の額)

- 第2条 教育長の給与は、給料及び期末手当とする
- 2 給料の月額は、625,000円とする。
- 3 期末手当の額は、給料月額の100分の140に相当 する額に、6月に支給する場合においては100分の 130、12月に支給する場合においては100分の155を 乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月 以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉 吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条 例第30号) 第21条第2項各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

(給与の支給)

第3条 教育長の給与の支給に関しては、他の一般 職の職員の例による。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇について|第4条 教育長の勤務時間その他の勤務条件につい ては、他の一般職の職員の例による。

(勤務時間、休暇等)

は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7年倉吉市条例第2号)の適用を受ける職員の例 による。ただし、同条例中「任命権者」とあるの は「教育委員会」とする。

(旅費)

第5条 教育長に支給する旅費については、他の一 般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除につい ては、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭 和28年条例第37号)の適用を受ける職員の例によ る。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教 育委員会」とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育|第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長 委員会が別に定める。 が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、公布の日から施 行する。

(経過措置)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条 第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の倉吉市職員定数条例、第4条の規定による改正 後の特別職の職員の給与等に関する条例、第5条の規定による改正後の倉吉市特別職報酬等審議会条例 及び第6条の規定による改正後の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の規 定は適用せず、第3条の規定による改正前の倉吉市職員定数条例、第4条の規定による改正前の特別職 の職員の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の倉吉市特別職報酬等審議会条例及び第6条 の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合におい て、第6条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例第1条中「教育公務員特例法」とあるの は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第8

条の規定による改正前の教育公務員特例法」とする。

議案第26号

倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応 する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存 在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場 合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項等を除く。以下この条に おいて「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部 分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

(短時間勤務職員の給料)

- 第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第10条第3項に規定する 育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児 短時間勤務職員」という。) の給料の月額は、そ の者に適用される給料表に掲げる給料月額に、勤 務時間条例第2条第2項の規定により定められた その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時 間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 額)とする。
- 条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める もの(以下「再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、185,400円に勤務時間条例第2条第 3項の規定により定められたその者の勤務時間を 同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を 乗じて得た額(その額に1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 略

(地域手当)

第10条の3 略

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養 手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手 当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。
 - 1級地 100分の20 (1)
 - (2)2級地 100分の16
 - (3)3級地 100分の15
 - (4)4級地 100分の12
 - (5)5級地 100分の10
 - (6) 6級地 100分の6
 - (7) 7級地 100分の3
- 3 略

改正前

(短時間勤務職員の給料)

- (平成3年法律第110号) 第10条第3項に規定する 育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児 短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その 者に適用される給料表に掲げる給料月額に、勤務 時間条例第2条第2項の規定により定められたそ の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間 で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。
- 2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第282 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第28 条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める もの(以下「再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、185,800円に勤務時間条例第2条第 3項の規定により定められたその者の勤務時間を 同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を 乗じて得た額(その額に1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - 3 略

(地域手当)

第10条の3 略

- 手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手 当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。
 - (1) 1級地 100分の18
 - (2) 2級地 100分の15
 - (3) 3級地 100分の12
 - (4) 4級地 100分の10
 - (5) 5級地 100分の6
 - (6) 6級地 100分の3
- 3 略

(単身赴任手当)

第11条の2 略

- るところにより算定した職員の住居と配偶者の住 居との間の交通距離(以下単に「交通距離」とい う。) が規則で定める距離以上である職員にあっ ては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交 通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した 額)とする。
- 3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)

- る職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困 難及び責任の度が高い職員として規則で定める職 員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必 要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び 第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休 日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週 休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員 には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定によ への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休 日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で あって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給 する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回に つき、8,500円を超えない範囲内において規則で 定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮し て規則で定める勤務をした職員にあっては、そ の額に100分の150を乗じて得た額)
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につ き、4,300円を超えない範囲内において規則で定 める額
- 務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第24条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者 が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、任命権者が支 給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各 号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以 外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しく

(単身赴任手当)

第11条の2 略

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(規則で定め2 単身赴任手当の月額は、23,000円(規則で定め るところにより算定した職員の住居と配偶者の住 居との間の交通距離(以下単に「交通距離」とい う。) が規則で定める距離以上である職員にあっ ては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交 通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した 額)とする。
 - 3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)

- 第20条 第8条第1項の規定に基づき市長が指定す|第20条 第8条第1項の規定に基づき市長が指定す る職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困 難及び責任の度が高い職員として規則で定める職 員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必 要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び 第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休 日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合 は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給 する。
 - る勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内にお いて規則で定める額とする。ただし、同項の規定 による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定 める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じ て得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤 務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第24条 略

- が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、任命権者が支 給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各 号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以 外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しく

は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次 項及び附則第11項第3号において同じ。)にお いて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額の合計額を加算した額に100 分の75 (特定管理職員にあっては、100分の95) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の35を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

(非常勤職員の報酬及び費用弁償)

- 常勤を要しない職員(育児短時間勤務 第25条の2 第25条の 2 職員及び再任用短時間勤務職員を除く。)につい ては、任命権者は常勤の職員との権衡を考慮し、 予算の範囲内で報酬を支給するものとする。
- 2 前項の常勤を要しない職員については、通勤に 要する費用及び公務のための旅行に要する費用を 弁償する。
- 3 前項の通勤に要する費用の支給等については、 第11条に規定する通勤手当の支給の例による。
- 4 第2項の公務のための旅行に要する費用の支給 等については、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭 和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。
- 5 第1項の常勤を要しない職員には他の条例に別2 前項の常勤を要しない職員には他の条例に別段 段の定めがない限り、同項の報酬及び第2項の費 用弁償を除くほか他のいかなる給与も支給しな V

附則

1~10 略

11 <u>平成27年3月31日までの間、</u>職員(その職務の 11 当分の間、職員(その職務の級が6級以上であ 級が6級以上である者であってその号給がその職 務の級の最低の号給でないものに限る。以下この 項及び次項において「特定職員」という。) に対 する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特 定職員が55歳に達した日後における最初の4月1 日(特定職員以外の者が55歳に達した日後におけ る最初の4月1日後に特定職員となった場合にあ っては、特定職員となった日)以後、次の各号に 掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める 額に相当する額を減ずる。

 $(1)\sim(5)$ 略

12~17 略

は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次 項及び附則第11項第3号において同じ。)にお いて受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額の合計額を加算した額に100 分の82.5 (特定管理職員にあっては、100分の 102.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の37.5を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

(非常勤職員の給与)

常勤を要しない職員(育児短時間勤務 職員及び再任用短時間勤務職員を除く。)につい ては、任命権者は常勤の職員との権衡を考慮し、 予算の範囲内で給与を支給するものとする。

の定めがない限り、前項の給与を除くほか他のい かなる給与も支給しない。

附則

1~10 略

る者であってその号給がその職務の級の最低の号 給でないものに限る。以下この項及び次項におい て「特定職員」という。) に対する次に掲げる給 与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達 した日後における最初の4月1日(特定職員以外 の者が55歳に達した日後における最初の4月1日 後に特定職員となった場合にあっては、特定職員 となった日) 以後、次の各号に掲げる給与の額か ら、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を 減ずる。

 $(1)\sim(5)$ 略

12~17 略

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
号給	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137, 600	187, 700	223, 900	258, 300	285, 000	315, 800	360, 100	405, 800
2	138, 700	189, 500	225, 500	260, 400	287, 200	318,000	362, 700	408, 200
3	139, 900	191, 300	227, 100	262, 300	289, 500	320, 300	365, 200	410, 700
4	141, 000	193, 100	228, 700	264, 400	291, 700	322, 500	367, 800	413, 100
5	142, 100	194, 700	230, 300	266, 300	293, 700	324, 800	369, 900	415,000
6	143, 200	196, 500	232, 000	268, 300	296, 000	326, 800	372, 400	417, 300
7	144, 300	198, 300	233, 600	270, 400	298, 300	329, 000	374, 800	419, 400
8	145, 400	200, 100	235, 200	272, 500	300, 600	331, 200	377, 300	421,600
9	146, 500	201, 800	236, 800	274, 600	302, 700	333, 300	379, 800	423, 600
10	147, 900	203, 600	238, 400	276, 600	305, 000	335, 500	382, 500	425, 700
11	149, 200	205, 400	240, 000	278, 700	307, 200	337, 600	385, 100	427, 800
12	150, 500	207, 200	241, 600	280, 800	309, 500	339, 800	387, 800	429, 900
13	151,800	208, 600	243, 200	282, 800	311, 700	341, 800	390, 200	431, 600
14	153, 300	210, 400	244, 700	284, 900	313, 800	343, 800	392, 500	433, 400
15	154, 800	212, 100	246, 200	286, 900	316, 000	345, 900	394, 700	435, 400
16	156, 400	213, 900	247, 700	289, 000	318, 100	347, 900	397, 100	437, 400
17	157, 700	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 900	439, 300
18	159, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 900	441, 100
19	160, 700	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 800	442, 900
20	162, 200	220, 600	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 600	444, 600
21	163, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 500	446, 400
22	166, 300	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 300	447, 900
23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100	449, 300
24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 000	450, 800
25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800	452, 200
26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300	453, 500
27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340,000	369, 300	416, 800	454, 800
28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400	456, 000
29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000	457, 000
30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300	457, 700
31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600	458, 500
32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800	459, 200
33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000	459, 900
34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300	460, 700
35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600	461, 400
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800	462, 000
37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000	462, 500

Í	1 1	İ	ĺ	Ī	1	I	1	ĺ
38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800	463, 100
39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600	463, 700
40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400	464, 300
41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000	464, 800
42	200,000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700	465, 300
43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400	465, 700
44	202,600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368,000	395, 200	436, 700	
47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100	
48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800	
49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300	
50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700	
51	211,000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100	
52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500	
53	213, 300	266, 200	312,000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900	
54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300	
55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700	
56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000	
57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300	
58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377,000	400, 600	441, 700	
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000	
60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300	
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442,600	
62	221,800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800		
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380,000	402, 100		
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380,600	402, 400		
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381,000	402, 700		
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381,600	403, 000		
67	226, 500	280, 800	327, 000	366,000	382, 200	403, 300		
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600		
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800		
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100		
71	230,000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400		
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700		
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900		
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200		
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500		
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700		
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900		
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200		

1			i	i	•		i	
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500		
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700		
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900		
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388,000	407, 200		
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500		
84	239, 600	289, 500	336, 500	375,000	388, 500	407, 700		
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900		
86	241,000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000			
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300			
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500			
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700			
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390,000			
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300			
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500			
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700			
94		292, 500	340, 300					
95		292, 900	340, 800					
96		293, 300	341, 200					
97		293, 500	341, 300					
98		293, 800	341,800					
99		294, 200	342, 200					
100		294, 600	342, 500					
101		294, 800	342, 800					
102		295, 100	343, 200					
103		295, 500	343, 600					
104		295, 800	344, 000					
105		296, 000	344, 500					
106		296, 300	344, 900					
107		296, 700	345, 300					
108		297, 000	345, 700					
109		297, 200	346, 200					
110		297, 600	346,600					
111		298, 000	346, 900					
112		298, 300	347, 200					
113		298, 400	347, 700					
114		298, 700						
115		299, 000						
116		299, 400						
117		299, 600						
118		299, 800						
119		300, 100						

120	300, 400			
121	300, 800			
122	301,000			
123	301, 300			
124	301,600			
125	301, 900			

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改 正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動 項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条 において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条に おいて「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後 改正前

(非常勤職員の報酬及び費用弁償)

業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条 第3項の規定により同条第1項に規定する育児短 時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員法第 28条の5第1項の規定により採用された職員(以

下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。) については、任命権者は常勤職員との均衡を考慮 し、予算の範囲内で報酬を支給するものとする。

- 2 前項の常勤を要しない職員については、通勤に 要する費用及び公務のための旅行に要する費用を 弁償する。
- 3 前項の通勤に要する費用の支給等については、 第4条に規定する通勤手当の支給の例による。
- 4 第2項の公務のための旅行に要する費用の支給 等については、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭 和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。
- 5 第1項の常勤を要しない職員には他の条例に別2 前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別 段の定めがない限り、同項の報酬及び第2項の費 用弁償を除くほか他のいかなる給与も支給しな 11

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第18条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律|第18条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律 第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業 をしている期間については、給与を支給しない。 ただし、期末手当及び勤勉手当については、この 限りでない。

(非常勤職員の給与)

第16条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休|第16条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休 業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条 第3項の規定により同条第1項に規定する育児短 時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員法第 28条の5第1項の規定により採用された職員(以 下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。) については、任命権者は常勤職員との均衡を考慮 し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

> 段の定めがない限り、前項の給与を除くほか他の いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受 けた職員には、育児休業をしている期間について は、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤 勉手当については、この限りでない。

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の 欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改 正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分 を削る。

改正後

(管理職員特別勤務手当)

- 第13条 第4条の規定に基づき管理者が指定する職|第13条 第4条の規定に基づき管理者が指定する職 を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及 び責任の度が高い職員として管理者が定める職員 が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要 により週休日(勤務時間を割り振らない日をい う。) 又は休日等(次項において「週休日等」と いう。) に勤務した場合は、当該職員には、管理 職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害 への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休 日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で あって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給 する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償)

- 業等に関する法律第10条第3項の規定により同条 第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた 職員及び地方公務員法第28条の5第1項の規定に より採用された職員(以下「再任用短時間勤務職 員」という。)を除く。)については、任命権者 は常勤職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で報 酬を支給するものとする。
- 2 前項の常勤を要しない職員については、通勤に 要する費用及び公務のための旅行に要する費用を 弁償する。
- 3 前項の通勤に要する費用の支給等については、 第6条に規定する通勤手当の支給の例による。
- 4 第2項の公務のための旅行に要する費用の支給 等については、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭 和28年倉吉市条例第32号)に定めるところによる。
- 5 第1項の常勤を要しない職員には他の条例に別 段の定めがない限り、同項の報酬及び第2項の費 用弁償を除くほか他のいかなる給与も支給しな い。

改正前

(管理職員特別勤務手当)

を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及 び責任の度が高い職員として管理者が定める職員 が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要 により週休日(勤務時間を割り振らない日をい う。) 又は国民の祝日に関する法律に規定する休 日若しくは年末年始等で規程で定める日に勤務し た場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当 を支給する。

(非常勤職員の給与)

第21条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休|第21条 常勤を要しない職員(地方公務員の育児休 業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条 第3項の規定により同条第1項に規定する育児短 時間勤務の承認を受けた職員及び地方公務員法第 28条の5第1項の規定により採用された職員(以 下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。) については、任命権者は常勤職員との均衡を考慮 し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中附則第11項の改正は、公布の日から施行する。

(切替日前の異動者の号級の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(第1条の規定による改正前の倉吉市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同項第1号の規定により得られた給料月額)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の 定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 平成30年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き在職する再任用短時間勤務職員に係る第1条の規定による改正後の倉吉市職員の給与に関する条例第4条の2第2項の適用については、「185,400円」とあるのは、「185,800円」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

7 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の3第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合
第10条の3第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合
第10条の3第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合
第10条の3第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合
第10条の3第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合
第10条の3第2項第6号	100分の 6	100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合
第10条の3第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で規則で定める額

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第27号

倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員退職手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市職員退職手当支給条例(昭和29年倉吉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正 後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を 当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」とい う。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が 存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない 場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分 を加える。

改正後

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基) 本額)

第3条 略

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等 共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項 に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態 にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第 5条第1項第4号及び第2項において同じ。)又 は死亡によらず、かつ、第8条の3第10項に規定 する認定を受けないで、その者の都合により退職 した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病に よらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職し た者を含む。以下この項及び第6条の4第4項に おいて「自己都合等退職者」という。)に対する 退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各 号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にか かわらず、同項の規定により計算した額に、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。

$(1)\sim(3)$ 略

(退職手当の調整額)

は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に 規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初 日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の 属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第 28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、 通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供 給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方 住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第 82号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の 拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社(以下「地方公社」とい う。) 又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28

改正前

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基 本額)

第3条 略

共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項 に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態 にある傷病とする。次条第2項及び第5条におい て同じ。)又は死亡によらず、かつ、第8条の3 第10項に規定する認定を受けないで、その者の都 合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる 者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項 第1号から第3号までの規定による免職の処分を 受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条 の4第4項において「自己都合等退職者」という。) に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者 が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の 規定にかかわらず、同項の規定により計算した額 に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

$(1)\sim(3)$ 略

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額|第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額 は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に 規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初 日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の 属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第 28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、 通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供 給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方 住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第 82号) に規定する地方道路公社若しくは公有地の 拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社(以下「地方公社」とい う。) 又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28 年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条 年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条

に規定する法人(退職手当(これに相当する給与 を含む。) に関する規定において、職員が地方公 社又はその法人の業務に従事するために休職さ れ、引き続いて地方公社又はその法人に使用され る者となった場合におけるその者の在職期間の計 算については、地方公社又はその法人に使用され る者としての在職期間はなかったものとすること と定めているものに限る。以下「休職指定法人」 という。) の業務に従事させるための休職を除 く。)、地方公務員法第29条の規定による停職そ の他これらに準ずる事由により現実に職務に従事 することを要しない期間のある月(現実に職務に 従事することを要する日のあった月を除く。以下 「休職月等」という。)のうち規則で定めるもの を除く。) ごとに当該各月にその者が属していた 次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に 定める額(以下「調整月額」という。)のうちそ の額が最も多いものから順次その順位を付し、そ の第1順位から第60順位までの調整月額(当該各 月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の 調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 59,550円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 32,500円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 21,700円
- (7) 第7号区分 0円

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額 は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定め る額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の ものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相 当する額

(2) 略

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以 上24年以下のもの 第1項の規定により計算し た額の2分の1に相当する額

<u>(4</u>) 略

5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条の3 略

に規定する法人(退職手当(これに相当する給与 を含む。) に関する規定において、職員が地方公 社又はその法人の業務に従事するために休職さ れ、引き続いて地方公社又はその法人に使用され る者となった場合におけるその者の在職期間の計 算については、地方公社又はその法人に使用され る者としての在職期間はなかったものとすること と定めているものに限る。以下「休職指定法人」 という。) の業務に従事させるための休職を除 く。)、地方公務員法第29条の規定による停職そ の他これらに準ずる事由により現実に職務に従事 することを要しない期間のある月(現実に職務に 従事することを要する日のあった月を除く。以下 「休職月等」という。)のうち規則で定めるもの を除く。) ごとに当該各月にその者が属していた 次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に 定める額(以下「調整月額」という。) のうちそ の額が最も多いものから順次その順位を付し、そ の第1順位から第60順位までの調整月額(当該各 月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の 調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 45,850円
- (2) 第2号区分 41,700円
- (3) 第3号区分 33,350円
- (4) 第4号区分 25,000円
- (5) 第5号区分 20,850円
- (6) 第6号区分 16,700円
- (7) 第7号区分 0円

2及び3 略

- は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定め る額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の ものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げ る職員の区分にあっては当該各号に定める額、 同項第6号に掲げる職員の区分にあっては0と して、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の ものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当 する額

(3) 略

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以 上24年以下のもの 第1号の規定により計算し た額の2分の1に相当する額

<u>(5)</u> 略

5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第8条の3 略

$2\sim7$ 略

ころにより、募集の期間中いつでも応募をし、第 15項第3号に規定する退職すべき期日が到来する までの間いつでも応募の取下げを行うことができ る。

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分 (故意又は重大な過失によらないで管理又は監 督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を 除く。第10項第2号において同じ。)又はこれ に準ずる処分を募集の開始の日において受けて いる者又は募集の期間中に受けた者
- 9 略
- 10 任命権者は、応募をした職員(以下この条にお|10 任命権者は、応募をした職員(以下この条にお いて「応募者」という。)について、次の各号の いずれかに該当する場合を除き、応募による退職 が予定されている職員である旨の認定(以下この 条において単に「認定」という。)をするものと する。ただし、次の各号のいずれにも該当しない 応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする 人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場 合において認定をする者の数を当該募集をする人 数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、 募集実施要項と併せて周知していたときは、任命 権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を 超える分の応募者について認定をしないことがで きる。
 - (1) 応募が募集実施要項又は第8項の規定に適 合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条 の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を 受けた場合

(3)及び(4) 略

11~13 略

14 認定応募者が次の各号のいずれかに該当すると|14 認定応募者が次の各号のいずれかに該当すると きは、認定は、その効力を失う。

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分 (懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によ らないで管理又は監督に係る職務を怠った場合 における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる 処分を受けたとき。
- (5) 略

15 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期

$2 \sim 7$ 略

8 次に掲げる職員以外の職員は、規則で定めると 8 次に掲げる職員以外の職員は、規則で定めると ころにより、募集の期間中いつでも応募をし、第 15項第3号に規定する退職すべき期日が到来する までの間いつでも応募の取下げを行うことができ る。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分 (故意又は重大な過失によらないで管理又は監 督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を 除く。) 又はこれに準ずる処分を募集の開始の 日において受けている者又は募集の期間中に受 けた者

9 略

- いて「応募者」という。)について、次の各号の いずれかに該当する場合を除き、応募による退職 が予定されている職員である旨の認定(以下この 条において単に「認定」という。)をするものと する。ただし、次の各号のいずれにも該当しない 応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする 人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場 合において認定をする者の数を当該募集をする人 数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、 募集実施要項と併せて周知していたときは、任命 権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を 超える分の応募者について認定をしないことがで きる。
- (1) 応募者が募集実施要項又は第8項の規定に 適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条 の規定による懲戒処分(第8項第4号に規定す る故意又は重大な過失によらないで管理又は監 督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を 除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3)及び(4) 略

11~13 略

きは、認定は、その効力を失う。

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分 (懲戒免職の処分及び第8項第4号に規定する 故意又は重大な過失によらないで管理又は監督 に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除 く。) 又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 略

15 略

(失業者の退職手当)

第10条

間をいう。この場合において、当該勤続期間に係 る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職 員について定められている勤務時間以上勤務した 日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則によ り、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与え られた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上 あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定め て雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定 めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該 所定の期間を超えて勤務した者に限る。)であっ た者(以下この項において「職員等」という。) であったことがあるものについては、当該職員等 であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は 当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間 が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に 該当する全ての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3~17 略

附則

 $1\sim6$ 略

7 平成15年9月30日に日本鉄道建設公団(以下「公|7 平成15年9月30日に日本鉄道建設公団(以下「公 団」という。) の職員として在職する者(独立行 政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14年法律第180号) 附則第18条の規定による改正前 の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関す る法律(平成10年法律第136号。以下「旧債務等処 理法」という。) 附則第11条の規定による改正前 の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第 93号) 第36条第1項の規定の適用を受けた者であ って、旧債務等処理法附則第2条の規定による日 本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。) の解散の際現にその職員として在職し、かつ、引 き続き公団の職員となったものに限る。)が、引 き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支 援機構(以下「機構」という。)の職員となり、 かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き 続いて職員となった場合におけるその者の退職手 当の算定の基礎となる勤続期間の計算について は、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期 間、事業団の職員としての在職期間、公団の職員 としての在職期間及び機構の職員としての在職期 間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。 ただし、その者が事業団、公団又は機構を退職し たことにより退職手当(これに相当する給付を含 む。)の支給を受けているときは、この限りでな い。

8 略

9 旧機関の職員が、引き続いて職員となり、かつ、9 旧機関の職員が、第7条第6項に規定する事由 職員として在職した後引き続いて国立大学法人等|

間をいう。この場合において、当該勤続期間に係 る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職 員について定められている勤務時間以上勤務した 日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則によ り、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与え られた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上 あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定め て雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定 めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該 所定の期間を超えて勤務した者に限る。)であっ た者(以下この項において「職員等」という。) であったことがあるものについては、当該職員等 であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は 当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間 が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に 該当するすべての期間を除く。

(1)及び(2) 略

3~17 略

附則

 $1\sim6$ 略

団」という。)の職員として在職する者(独立行 政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14年法律第180号) 附則第18条の規定による改正前 の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関す る法律(平成10年法律第136号。以下「旧債務等処 理法」という。) 附則第25条の規定による改正前 の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第 93号) 第36条第1項の規定の適用を受けた者であ って、旧債務等処理法附則第2条第1項の規定に よる日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」と いう。)の解散の際現にその職員として在職し、 かつ、引き続き公団の職員となったものに限る。) が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構(以下「機構」という。)の職員と なり、かつ、引き続き機構の職員として在職した 後引き続いて職員となった場合におけるその者の 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算につ いては、その者の日本国有鉄道の職員としての在 職期間、事業団の職員としての在職期間、公団の 職員としての在職期間及び機構の職員としての在 職期間を職員としての引き続いた在職期間とみな す。ただし、その者が事業団、公団又は機構を退 職したことにより退職手当(これに相当する給付 を含む。) の支給を受けているときは、この限り でない。

によって引き続いて職員となり、かつ、引き続い の職員となった場合において、その者の職員とし て職員として在職した後引き続いて国立大学法人 ての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

10 略

等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

10 略

附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第28号

倉吉市特別会計条例の一部改正について

次のとおり倉吉市特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市特別会計条例の一部を改正する条例

倉吉市特別会計条例(昭和39年倉吉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正 後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を 当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第29号

倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和47年倉吉市条例第2号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。 以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
倉吉市文化基金条例	倉吉市文化基金 <u>の設置、管理及び処分に関する</u> 条例
	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第 67号)第241条の規定に基づき、倉吉市文化基金の 設置、管理及び処分について必要な事項を定める ことを目的とする。
(基金の額) <u>第2条</u> 基金 <u>として積み立てる額</u> は、 <u>予算で定める</u> <u>額</u> とする。	 (基金の額) 第3条 基金<u>の額</u>は、<u>110万円</u>とする。 2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。
	り、基金の額を増額することができる。 3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は増加額相当額増加するものとする。
(管理) 第3条 略 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。	(管理) <u>第4条</u> 略
(運用益金の処理) <u>第4条</u> 略	(運用益金の処理) <u>第5条</u> 略

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるとき は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用す ることができる。

(処分)

第6条 基金は、文化財の保護並びに文化施設の整備及び建設に必要があるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理 に関し必要な事項は、市長が<u>別に</u>定める。 に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第30号

倉吉市手数料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

第1条 倉吉市手数料条例(平成12年倉吉市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前					
	別表第2(第2条関係)					
手数料を徴 手数料 手数料の額	手数料を徴 手数料 手数料の額					
収する事務 の名称	収する事務 の名称					
1~49 略	1~49 略					
50長期優良住長期優住宅の品質確保の促	50 長期優良住長期優住宅の品質確保の促					
宅の普及の良住宅進等に関する法律(平	宅の普及の良住宅進等に関する法律(平					
促進に関す建築等成11年法律第81号)第	促進に関す建築等成11年法律第81号)第					
る法律(平成計画認5条第1項に規定す 20年法律第定申請る住宅性能評価書(以	る法律(平成計画認 5 条第1項に規定す 20年法律第定申請る登録住宅性能評価					
「長期優良 という。)及び同項に	「長期優良 性能評価機関」とい					
	住宅法」とい う。)が交付する長期					
第 1 項 か ら 録 住宅性能評価機関」						
第3項まで という。)が交付する	第3項まで 準に適合することを					
の規定に基 長期優良住宅法第6	の規定に基証する書類(以下「長					
づく長期優条第1項各号に掲げ	づく長期優期優良基準適合証」と					
良住宅建築 る基準に適合するこ	良住宅建築いう。)の添付がない					
等計画の認 とを証する書類(以下	等計画の認 長期優良住宅建築等					
定の申請に「長期優良基準適合	定の申請に計画					
対する審査 証」という。)の添付	対する審査					
又は長期優 がない長期優良住宅	又は長期優					
良住宅法第建築等計画	良住宅法第					
8条第1項 一戸建ての1件に	8条第1項 一戸建ての 1件につ					
の規定に基 住宅に係る つき	の規定に基 住宅に係るき					
づく長期優 長期優良住 49,000	づく長期優 長期優良住 49,000円					
良住宅建築 宅建築等計 円	良住宅建築宅建築等計					
等計画の変画	等計画の変画					
更の認定の 一床面積の1件に	更の認定の 一床面積の1件につ					
申請に対す 戸合計がつき	申請に対す 戸合計がき					
る審査(長期 建 500 ㎡ 以 99,000	る審査(長期 建 500 ㎡ 以 99,000円					
優良住宅法 て内のもの 円 第9条第1 を 成面積の 1 件 に	優良住宅法で内のもの					
	第9条第1 を 床面積の 1件につ 項によるも 除合計がき					
係の	係の					
る 床面積の 1 件に						
長合計がつき	長合計 がき					
期 1,000 m ² 314,000	期 1,000 m 314,000					

優を	: 超え	円			優	を超	À	円
	000 m^2					3,000		
	人内のも					以内の		
宅の					宅		0	
		1 件 に					\mathcal{O}	1 件につ
	計が							
等 3,		563, 000						563, 000
	: 超え	円				を超		円
	000 m^2						m²	
	人内のも					以内の	₽	
0						の		
		1 件に						1件につ
合	計が	つき				合 計	が	き
5,	,000 m²	968, 000				5,000	m²	968,000
を	: 超え	円				を超	え	円
10	0,000 m²					10,000	m²	
以	人内のも					以内の	Ł	
0)					Ø		
床	で面積の	1 件に				床面積	\mathcal{O}	1 件につ
	計が					合 計		
		1, 791, 0						1, 791, 00
	y,000 m · 超 え					10,000 を 超		
	. № ~ 0,000 m²	00円				20,000		017
	-							
	人内のも、					以内の	Э	
0)						<u>の</u>		. (1)
		1 件に						1件につ
	計が					合 計		
		2, 559, 0						2, 559, 00
1 1	: 超え					を超		0円
30	0,000 m²					30,000	m²	
以	人内のも					以内の	b	
0)						の		
床	医面積の	1 件に				床面積	の	1件につ
合	計が	つき				合 計	が	き
30	0,000 m²	3, 135, 0				30,000	m²	3, 135, 00
	超える	00円				を超え		0円
)もの					のもの		
	性能評価	i 聿の派						
II.	ュ 配可 脳 ある長期							
	める民類 築等計画							
		1件につ						
1	. ,, -	き 10 000円						
		19,000円						
	築等計							
画								
		1件につ						
戸合	計が	き						
建 50	00㎡以	40,000円						
て内	のもの							

 B	58 略	
\$ O	m.to	
を超える 0円		
合計が さ 30,000 m² 1,067,00		
床面積の 1 件につ 合計が き		
D + T + 0 1 (4) 7 0		
以内のも		
30, 000 m²		
を超え 円		
20, 000 m ² 882, 000		
床面積の 1 件につ 合計が き		
の方法の1件につ		
以内のも		
20, 000 m²		
を超え 円		
10, 000 m ² 631, 000		
合計が き		
床面積の 1 件につ		
10,000㎡ 以内のも		
を超え 円 I I I I I I I I I		
5, 000 m ² 341, 000		
合計がき		
床面積の 1件につ		
Ø		
以内のも		
画 5,000㎡		
計 を超え 円		
等 3,000㎡ 207,000		
建 床面積の 1 件につ 築 合計が き		
宅の は 中面待の 1 休につ		
住以内のも		
良 3, 000㎡		
優 を超え 円		
期 1,000㎡ 118,000		
長合計が き		
る 床面積の 1件につ		
係の		
に以内のも		
宅 [1, 000 m²		
住超え は 200円		
除合計が き く 500㎡を 64,000円		
を床面積の1件につ		

 $1 \sim 3$ 略

第2条 倉吉市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前							
Dutt http://www.parace.com/								
別表第2(第2条関係) - 手数料を徴 手数料 手数料の額	別 	表第 	第2(第2条 手数料を徴	1	手数料の	りを正		
「一丁数件を扱「子数件」 「子数件の領 収する事務 の名称			収する事務		于	プロス		
1 略		1	略	12. H 13				
2 削除	1			構造計	構造計算が	国土交通		
					大臣の認定を			
					プログラムを			
			の規定に基	手数料	る方法により	り行われ		
			づく構造計		た確認申請	建築物 1		
			算適合性判		棟につき			
			定		200㎡以内の			
					もの	円		
					200 m ² を超え			
					500㎡以内の	円		
					もの 500㎡を超え	162 000		
					300mを超え 1,000㎡以内	円		
					1,000 m メ 1 1 1 0 0 0 m メ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1		
					1,000㎡を超	175, 000		
					え2,000㎡以	円		
					内のもの			
					2,000㎡を超	191,000		
					え 10,000 ㎡	円		
					以内のもの			
					10,000 m²を			
					超え50,000	円		
					㎡以内のも -			
					(I)	0.01 0.00		
					50,000 ㎡ を	•		
					超えるもの	円 コムな済		
					構造計算が 大臣の認定る			
					プログラムを			
					る方法以外の			
					より行われた	The state of the s		
					請建築物1棟			

	200㎡以内の 169,000
	もの 円
	200㎡を超え 192,000
	500 m ² 以内の 円
	\$0
	500㎡を超え 220,000
	1,000㎡以内 円
	050
	1,000㎡を超 240,000
	え2,000㎡以 円
	内のもの
	2,000㎡を超 290,000
	2,000 m を 250,000 え 10,000 m 円
	10,000 ㎡ を 358,000
	超え 50,000 円
	50,000 ㎡ を 605,000
0 0 11/2	超えるもの
3~9 略	3~9 略
10 法第7条の検査済 <u>認定</u> 申請1件につき	10 法第7条の検査済承認申請1件につき
6 第 1 項第 証の交 120,000円	6 第 1 項第証の交 120,000円
1号又は第付を受	1号(法第87付を受
2号(法第87ける前	条の2又はける前 (************************************
条の2又はにおけ	第88条第1におけ
第88条第1る建築	項若しくはる建築
項若しくは物等の	第2項にお物等の
第2項にお仮使用	いて準用す仮使用
いて準用す <mark>認定</mark> 申	る場合を含産認申
る場合を含請手数	む。)の規定請手数
む。)の規定料	に基づく <u>仮</u> 料
に基づく認	使用の承認
定の申請に	の申請に対
対する審査	する審査
11~50 略	11~50 略
51 長期優良住長期優50の項に規定する手	51 長期優良住長期優50の項に規定する手
宅法第6条良住宅数料の額に1の項に	宅法第6条良住宅数料の額に1の項に
第2項(長期建築等規定する手数料の額	第2項(長期建築等規定する手数料の額
優良住宅法計画認を加算した額	優良住宅法計画認を加算した額
第8条第2定及び	第8条第2定及び
項において建築確	項において建築確
準用する場認申請	準用する場認申請
合を含む。)手数料	合を含む。) 手数料
の規定によ	の規定により
る申出に基	る申出に基
づく長期優	づく長期優
良住宅建築	
	良住宅建築
等計画の認定の申請に	等計画の認定の申請に

対する審査	(第18年本) (第18
	場合に限
	る。) 52 mx
<u>52</u> 略 53 略	53 略 54 略
54 略	55 略
55 低炭素化促低炭素 54の項中「住戸の数」 進法第55条 建築物 とあるのは「増加する第1項の規新築等住戸の数」と読み替え 定に基づく計画変 で適用する同項に規 低炭素建築 申請手 同項中「住戸の数」と あるのは「変更する住 戸(増加する住戸を除 く。)の数」と読み替 査 で適用する同項に 規定する 事数料の額に 2分の1を乗じて 視た額及び同項中「共	56 低炭素化促低炭素 55の項中「住戸の数」 進法第55条 建築物 とあるのは「増加する第1項の規新築等住戸の数」と読み替えて適用する同項に規低炭素建築 市の変更のでは「変更する手数料の額に、物新築等計画の変更の制造を関するに対する事業をでは増加する住戸を除く。)の数」と読み替えて適用する同項に規定する事数料の額に2分の1を乗じて規定する手数料の額に2分の1を乗じて得た額及び同項中「共

用部分の床面積」とあ 用部分の床面積」とあ るのは「変更後の共用 るのは「変更後の共用 部分(増加する共用部 部分(増加する共用部 分を除く。) の床面積 分を除く。)の床面積 に2分の1を乗じて に2分の1を乗じて 得た面積に、増加し、 得た面積に、増加し、 又は減少する共用部 又は減少する共用部 分の床面積を加えた 分の床面積を加えた 面積」と、「非住宅部 面積」と、「非住宅部 分の床面積」とあるの 分の床面積」とあるの は「変更後の非住宅部 は「変更後の非住宅部 分(増加する非住宅部 分(増加する非住宅部 分を除く。)の床面積 分を除く。)の床面積 に2分の1を乗じて に2分の1を乗じて 得た面積に、増加し、 得た面積に、増加し、 又は減少する非住宅 又は減少する非住宅 部分の床面積を加え 部分の床面積を加え た面積」と読み替えて た面積」と読み替えて 適用する同項に規定 適用する同項に規定 する手数料の額を加 する手数料の額を加 算した額 算した額 56 低炭素化促低炭素 54の項又は55の項に |57||低炭素化促|低炭素||55の項又は56の項に 進法第54条建築物規定する手数料の額 進法第54条建築物規定する手数料の額 |第2項(低炭|新築等|に1の項に規定する 第2項(低炭新築等に1の項に規定する |素化促進法||計 画||手数料の額を加算し 素化促進法計 画手数料の額を加算し 第55条第2 (変た額 第55条第2 (変た額 項において更)認 項において更)認 準用する場定及び 準用する場定及び 合を含む。) 建築確 合を含む。) 建築確 の規定によ認申請 の規定によ認申請 る申出に基手数料 る申出に基手数料 づく低炭素 づく低炭素 建築物の新 建築物の新 築等計画の 築等計画の 認定の申請 認定の申請 に対する審 に対する審 杳 查(法第6条 第5項又は 第18条第4 項の規定に 準じた構造 計算適合性 判定を行わ ない場合に 限る。) |58||低炭素化促||低炭素||55の項又は56の項に |進法第54条||建築物||規定する手数料の額 第2項(低炭新築等に1の項及び2の項 |素化促進法||計 画||に規定する手数料の 第 55 条 第 2 (変 額を加算した額 項において更)認

準用する場定、建 合を含む。) 築確認 の規定によ申請手 る申出に基数料及 づく低炭素び構造 建築物の新計算適 築等計画の合性判 認定の申請定手数 に対する審料 查(法第6条 第5項又は 第18条第4 項の規定に 準じた構造 計算適合性 判定を行う 場合に限 る。) 備考 備考 1の項に規定する床面積の合計は、次に 1 1の項及び2の項に規定する床面積の 1 掲げる面積に基づき算定する。 合計は、次に掲げる面積に基づき算定す る。 $(1)\sim(3)$ 略 $(1)\sim(3)$ 略 2 2の項の床面積の合計は、建築物1棟ご との床面積の合計とする。この場合におい て、建築物の2以上の部分がエキスパンシ ョンジョイントその他の相互に応力を伝

<u>2</u> 略

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

<u>えない構造方法のみで接している建築物</u> の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築

物とみなす。

3 略

議案第31号

倉吉市行政財産使用料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市行政財産使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市行政財産使用料条例(昭和39年倉吉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正後		改正前	
(第2条関係)		別表(第2条関係)		
使用の区分単	位 使用料	使用の区分	単位	使用料
略 14	こに略	略	1 年に	. 略
上記以外の土地をつき	使用させる土地	上記以外の土地を	つき	使用させる土地の
使用させる場合	前年分の相続利	使用させる場合		前年分の相続税誌
	税標準価格に			税標準価格に10
	分の4を乗じて			分の4を乗じて行
	た額			た額
建物を太陽光発電 1 년	ミに 次の式により言		1年に	
設備による発電のつき	して得た額		つき	
ために使用させる				
場合	調達価格×太陽			
	池容量の合計			
	ロワット)×1,			
	×使用料係数]		
建物を使用させる	次の各号に掲げ	建物を使用させる		次の各号に掲げる
場合(太陽光発電	額の合計額	場合		額の合計額
設備による発電の	1 使用させる			1 使用させる類
ために使用させる	物の価格に			物の価格に10
場合を除く。)	分の12を乗し	1		分の12を乗じて
	得た額			得た額
	2 使用させる			2 使用させる
	物の敷地の前			物の敷地の前年
	分の相続税割			分の相続税課程
	標準価格に			標準価格に10
	分の4を乗し			分の4を乗じて
	得た額(使用			得た額(使用る
	せる建物の熟			せる建物の敷料
1	が借地の場			が借地の場合
	は、借地料は			は、借地料に材
	当する額)	<u> </u>		当する額)

 電池容量(日本工業規格C8952に規定するものをいう。)の合計をいう。

 3 「使用料係数」とは、太陽光発電設備の設置に係る建物の使用者の公募において、使用者となった者が提示した値をいう。

 4 略
 1 略

 5 略
 2 略

 6 略
 3 略

附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第32号

倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

(目的)

第1条 この条例は、公共施設等における放置自動車の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、公共施設等の機能の保全及び地域の美観の維持を図り、もって本市における快適な生活環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公共施設等 市が所有し、又は管理する土地及び施設をいう。
 - (2) 自動車 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車をいう。
 - (3) 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれている ことをいう。
 - (4) 放置自動車 公共施設等に放置されている自動車をいう。
 - (5) 所有者等 自動車の所有権、占有権若しくは使用権を有している者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
 - (6) 専門業者等 自動車を販売し、又は整備する業者をいう。

(放置の禁止)

第3条 何人も、公共施設等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(調査等)

- 第4条 市長は、放置自動車を発見したときは、その職員に、当該放置自動車の撤去を促すために当 該放置自動車に警告書を貼り付けさせるとともに、当該放置自動車の状況、所有者等その他の必要 な事項を調査させ、関係機関への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、同項の調査の目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、当該施錠を解除させることができる。
- 3 前2項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった ときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明し、かつ、住所、居所その他連絡先(以下「住所等」という。)が明らかで連絡を取ることができる場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定める期間内に当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、規則で定める期間内に当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

(移動及び保管)

- 第7条 市長は、第4条第1項の規定により警告書を貼り付けた日から1月を経過している場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。
 - (1) 放置自動車の所有者等が判明しないとき。
 - (2) 放置自動車の所有者等が判明したにもかかわらず、住所等が不明で連絡を取ることができないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等の用途に著しく支障を生じさせ、又は生じさせる おそれがあり、緊急に当該放置自動車の撤去が必要と判断した場合には、当該放置自動車を移動し、 及び保管することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、当該放置自動車が置かれていた場所又はその付近に、その旨及び当該放置自動車の引取りに関し必要な事項を表示しておくものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、その旨及び 規則で定める事項を告示するものとする。

(引取りの通知)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合で、当該放置自動車の所有者等が判明し、かつ、住所等が明らかで連絡を取ることができるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(廃物認定)

- 第9条 市長は、第7条第4項の規定による告示の日から1月を経過し、かつ、同条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、当該保管放置自動車が、自動車としての本来の用に供することが困難であり、かつ、不要物であると認められる状態にあるときは、当該保管放置自動車を廃物として認定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定しようとするときは、あらかじめ専門業者等に意見を求めなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該廃物として認定された放置自動車を第11条第1項の規定により処分する旨並びに規則で定める事項を告示するものとする。

(廃物認定をしなかった放置自動車に対する措置)

- 第10条 市長は、放置自動車について前条第1項の認定をしなかったときは、次に掲げる事項及び規 則で定める事項を告示するものとする。
 - (1) 当該廃物としての認定をしなかった放置自動車を直ちに引き取るべき旨
 - (2) 告示の日から3月を経過しても引取りがない場合には、当該告示に係る放置自動車を処分する旨

(処分)

- 第11条 市長は、第9条第3項の規定による告示の日から14日を経過してもなお当該告示に係る放置 自動車の引取りがないときは、当該放置自動車を処分することができる。
- 2 市長は、前条の規定による告示の日から3月を経過してもなお当該告示に係る放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車を処分することができる。

(所有権の帰属)

- 第12条 第9条第3項の規定による告示の日から14日を経過してもなお当該告示に係る廃物として認 定された放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車の所有権は、当該14日を経過した日に おいて市に帰属するものとする。
- 2 第10条の規定による告示の日から3月を経過してもなお当該告示に係る廃物として認定しなかった放置自動車の引取りがないときは、当該放置自動車の所有権は、当該3月を経過した日において市に帰属するものとする。

(費用の請求)

- 第13条 市長は、放置自動車の所有者等が当該放置自動車を引き取ろうとするときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。
- 2 市長は、第11条の規定により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、 当該放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を請求することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

- 第15条 第6条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第33号

倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

次のとおり倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子 どものための教育・保育に関する利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)に関し必要な事 項を定めるものとする。

(利用者負担額)

- 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規 定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞ れ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。
- 2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、 又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(倉吉市立保育所条例の一部改正)

2 倉吉市立保育所条例(昭和49年倉吉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、 当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条 を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)を削る。

改正後	改正前		
(趣旨)	(趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67		
号)第244条の2第1項及び児童福祉法(昭和22年法	号)第244条の2第1項及び児童福祉法(昭和22年法		
律第164号)第35条第3項の規定により、倉吉市立保	律第164号 <u>。以下「法」という。</u>) 第35条第3項の規		
育所の設置及び管理について必要な事項を定めるも	定により、倉吉市立保育所の設置及び管理について		
のとする。	必要な事項を定めるものとする。		
(要保育児童以外の児童の取扱い)	(要保育児童以外の児童の取扱い)		
第3条 略	第3条 略		

(保育料等)

- 第4条 保育所において保育を行ったときは、保護者 又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)から、 倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負 担額を定める条例(平成27年倉吉市条例第 号)に 定める利用者負担額を保育料として徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、保護者等が市の区域外に居住する場合にあっては、当該保護者等から、当該保護者等が居住する市町村が定める当該保護者等に係る子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号に掲げる額(以下「保護者等負担額」という。)に相当する額を保育料として、当該市町村から、同項第1号に掲げる額から保護者等負担額を控除して得た額に相当する額を保育所の使用料として、それぞれ徴収する。

(委任)

第5条 略

(委任)

第4条 略

議案第34号

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する ことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議 決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例(平成12年倉吉市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改正	後	改正前				
別表	: (第2条関係)		別表(第2条関係)				
	事業 手数料の額				事業	手数料の額	
	略				略		
	生活管理指導短期宿 1日につき <u>450円</u> 泊事業				生活管理指導短期宿 泊事業	1日につき 380円	
	略				略		

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に実施された事業の利用に係る手数料の額については、なお従前の例による。

議案第35号

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

次のとおり倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準等を定める条例(平成25年倉吉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄 中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加 える。

改正後

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語l第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

(1)及び(2) 略

(3) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第 8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防 サービス事業を行う者をいう。

(4) 略

(指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密 着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 略

2及び3 略

4 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密 着型介護予防サービス事業者は、その運営につい て、暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第 6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい う。)と関係を有してはならない。

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密 着型介護予防サービス事業者の指定)

第4条 略

2 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定2 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定 める者及び法第115条の12第2項第1号に規定す る条例で定める者は、法人とする。ただし、当該 法人若しくはその役員又は当該法人の経営に実質 的に参加している者が、暴力団、暴力団員又は暴 力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者で ある場合を除く。

(認知症対応型通所介護の基本方針)

改正前

(定義)

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

(1)及び(2) 略

(3) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第 8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防 サービス事業を行う者をいう。

(4) 略

(指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密 着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 略

2及び3 略

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密 着型介護予防サービス事業者の指定)

第4条 略

める者及び法第115条の12第2項第1号に規定す る条例で定める者は、法人とする。ただし、当該 法人又は当該法人の代表者その他の役員若しくは 指定地域密着型サービスを行う事業所又は指定地 域密着型介護予防サービスを行う事業所の管理者 が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定 する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益 につながる活動を行い、若しくは暴力団若しくは 暴力団員と密接な関係を有する者である場合を除 く。

(認知症対応型通所介護の基本方針)

対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場 合においても、その認知症(法第5条の2に規定 する認知症をいう。以下同じ。) である利用者(そ の者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあ る者を除く。以下この条、第9条、第15条及び第 17条において同じ。)が可能な限りその居宅にお いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう生活機能の維持又は向上を 目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を 行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及 び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的 及び精神的負担の軽減を図るものでなければなら ない。

(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第13条 指定地域密着型サービスに該当する複合型|第13条 指定地域密着型サービスに該当する複合型 サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省 令第36号) 第17条の12に規定する看護小規模多機 能型居宅介護に限る。) の事業は、指定居宅サー ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号) 第59条に規定する訪 問看護の基本方針及び第8条に規定する小規模多 機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うもので なければならない。

第7条 指定地域密着型サービスに該当する認知症|第7条 指定地域密着型サービスに該当する認知症 対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場 合においても、その認知症(法第5条の2に規定 する認知症をいう。以下同じ。) である利用者(そ の者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあ る者を除く。以下この条、第9条、第15条及び第 17条において同じ。)が可能な限りその居宅にお いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう、必要な日常生活上の世話 及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的 孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者 の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの でなければならない。

(複合型サービスの基本方針)

サービスの事業は、指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生 省令第37号) 第59条に規定する訪問看護の基本方 針及び第8条に規定する小規模多機能型居宅介護 の基本方針を踏まえて行うものでなければならな V10

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第36号

倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

次のとおり倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第 1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介 護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 に関する基準並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。)、地域包括 支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)、老人福祉法(昭 和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業 者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、他の指定介護予防支援事業 者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組 を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と関係を有してはならない。 (指定介護予防支援の事業者の指定に係る申請者の要件)
- 第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者が、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合を除く。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第4条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わな

ければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を 実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定 しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にそ の改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

- 第5条 倉吉市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚 生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)に定めるところによる。この場 合において、指定介護予防支援等基準第28条第2項中「二年間」とあるのは、「5年間」とする。 (準用)
- 第6条 第2条及び第4条の規定は、基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する 基準該当介護予防支援をいう。)の事業について準用する。

(基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準)

第7条 倉吉市基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等基準に定めるとこ ろによる。この場合において、指定介護予防支援等基準第32条において準用する第28条第2項 中「二年間」とあるのは、「5年間」とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第37号

倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定に ついて

次のとおり倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例を 制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市 議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の 規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下 同じ。)の包括的支援事業(同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。)の人員等に関する 基準について定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス (法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。) その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- 2 地域包括支援センターは、市の地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

- 第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
 - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専
	らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる
	者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2
	号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第38号

倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定 に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内に おける建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」 という。)の例による。

(特別用途地区内における建築の制限)

第3条 倉吉都市計画において特別用途地区として定める大規模集客施設制限地区内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

- 第4条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物(以下「既存建築物」という。)について、次に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により前条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の同条の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 用途の変更(令第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。
- 2 既存建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該特別用途地区に属するときは当該建築物の全部について第3条の規定を適用し、その敷地の過半が当該特別用途地区の外に属するときは当該建築物の全部について同条の規定を適用しない。

(罰則)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有 者、管理者又は占用者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

建築してはならない建築物

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、勝 舟投票券発売所、場外車券売場若しくは場内車券売場の用途に供する建築物でその用途に供する部 分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床 面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

議案第39号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 取得の目的
 - 企業用地に供するため
- 2 財産の種類

土地

3 所在地

倉吉市大谷字中尾636番21

倉吉市大谷字中尾636番22

倉吉市大谷字中尾636番23

倉吉市大谷字中尾636番24

倉吉市大谷字中尾636番25

倉吉市大谷字中尾636番26

倉吉市大谷字中尾636番27

倉吉市大谷字中尾636番28

倉吉市大谷字中尾636番29

倉吉市大谷字中尾636番30

倉吉市大谷字中尾636番31

倉吉市大谷字中尾636番32

4 数量

 $6, 560.67 \,\mathrm{m}^2$

5 取得価額

25,727,000円

6 取得の相手方

倉吉市 個人 外5名

議案第40号

定住自立圏の形成に関する協定の変更について

次のとおり定住自立圏の形成に関する協定を変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による倉吉市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年倉吉市条例第1号)第2条及び定住自立圏の形成に関する協定(平成22年3月31日締結)第6条後段の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)

平成22年3月31日に倉吉市(以下「甲」という。)と三朝町(以下「乙」という。)との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		Ş	女正後						Ę		
別表	(第43	条関係)			月月	別才	₹ (第4	条関係)		
政策	:		役割	分担	Ιſ	政				役割	分扣
分野	1 17	組の内容	甲の役割	乙の役割		分分		取	組の内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化			(1)の課す充たを 2)の課す必事及整 3)る要経を思にに体さのう 思ににたとの連行関業さのう寿係対制せ検。 春係対めな企絡う連にれ支。期る応をる証 期る応にる画調。す必る出	の課す充たにる2の課す必事を (3)る要性題る実め協。 性題る要業行 事とににたとのう 関業さのがあるがある証 期る応にる画 す必る				救医体の実急療制充	略		
	認症係支体の備知にる援制整		(1) <u>認知 オース かいの ない では からい では できまれる では できまれる しょう しょう しょう しょう はい </u>	用する <u>認知</u> <u>症診断シス</u> <u>テム</u> を活用 する。 (2) 甲の <u>管</u> 理するタッ				係る	お知接整た症発め機携知断診と 圏け症体備めの見の関し症及をと 域るの制す、早の医とたのび行も に認支をる知りた療連認診検うに、	関と連携して、タッチパネルの活用等による 認知症の診断システムを構築し、 運用する。	(1) 甲の運 用する診断シ <u>ステム</u> 用する。 (2) 認診 のの症活 のの症活 する。

		うに <u>認者がっで制及</u> 症者擁る充ると <u>若症、を活る整</u> 認あ権に業を生生生物体備知る利係の図	The state of t	<u>センター</u> を 活用する。 (4) <u>中部成</u> 年後見支援
	略			
略産	略			
業振興	企業	の致す企に情有し誘う。	略	
		よ創進め出度しる 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	よ出せ検う(2よ出るの連行るをる証。 るを奨削器調配促たを 企雇促励設調の 連行を 業用進制及整	出せ検す (2) よ出るのう (3) る要とをる証る 企雇促励設 関業さ のう (3) る要とでは、 (3) ののののののののののののののののののののののののののののののののののの

		<u>認係事</u> 認あ権に業を 知 <u>る業</u> 知る利係の図 症者擁る充る。	る認知症の 検診 (3)(3)どと 大ス連若症イ等に アスに 知がアスに 知で 	<u>係る介護事</u> <u>業</u> を活用す
略産			(4) <u>成年後</u> <u>見を支援する機関の設置及び</u> 運営を支援する。	<u>見を支援す</u> る機関の設
振興	企誘の進業致推	の致す企に情有し誘う圏企をる業必報して致。 (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)	略	

略	略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

- 甲 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 倉吉市長 石田 耕太郎
- 乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2
 - 三朝町
 - 三朝町長 吉田 秀光

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)

平成22年3月31日に倉吉市(以下「甲」という。)と湯梨浜町(以下「乙」という。)との間で締結した 定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後						改正前					
別表(第4条関係)					別	別表(第4条関係)					
政策			役割	分担		策			役割	分担	
分野	取	組の内容	甲の役割	乙の役割		野	取	組の内容	甲の役割	乙の役割	
		略とお工絶症と春に題すこ対実た行となす期係をされ策に事う域る娠感始るのる解たらの向業。に人中染め思性課決めの充けを	(1)の課す充たを (2)の課す必事及整の 性題る実め行 性題る要業びを 地にたとの連行関 を係対めな企絡う連 期る応にる画調。す	(1)の課す充たにる(の課す必事を思にに体さの力 思ににたとのう 歴ににたとのう 関系がある 性題る要業行を係対制せ検す 春係対めな企。	生	医療	救医体の実	略	甲の役割	乙の役割	
	認症係支体の備知にる援制整	お知る制す認早見機の図ら診治圏は症支をる知期し関連り、断療に設整た症に、等携な切びをでいる。というでは、ないのでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、	 ・ 本のは ・ 本のは ・ 本のは ・ は ・	まさのう。 (1) すき を費行 甲る を (1) すき が (1) すき が で で で で で で で の の の の の の の の の の の の			係る 支援 体制	お知接整た症発め機携知断診と圏け症体備めの見の関し症及をとに認支をる知りた原連認診検うに、	(1) <u>医療機</u> 関と連タのよう 用知シオ等 を雇用を を選り を選り を選り を選り を選手 を選手 を選手 を選手 にここ。 (2) と、問等 にここ。	用する <u>認知</u> <u>症の診断シ</u> <u>ステム</u> を活 用する。	

		うに認者がつで制及症者擁る充ると若症生持動体備知る利係の図	用する。	置する若年 性認知症デ イサービス センター 活用する。 (4) 中部成 年後見支援 センターの
	略			
略立	m.t+			
産業	略 企業	圏域へ	略	
振興		の致す企に情有し誘う。 電業推た誘要を、企を 誘進め致な共用業行		
		企業雇用 組する 制力 を を を を を を を の 、 を 用 り 、 を の と の り の り り り り り り り り り り り り り り り	よる雇用創 出を促進さ せるための	出を促進さ
		度を創設 し、運営す る。	(2) 企業に よる雇用創 出を促動制度 の創設 連絡調整 行う。	出を促進す る奨励制度 の創設を行
			(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出	要とされる 経費の支出
			を行う。	を行う。

	<u>認係事</u> 認あ権に業を 生産がでの護事実。	る認知症の 検診 方。 (3) 介護 	(3) 甲の <u>行</u> <u>う認知症に</u> <u>係る介護事</u> <u>業</u> を活用す
略 産		(4) <u>成年後</u> <u>見を支援する機関の設置及び</u> 運営を支援する。	<u>見を支援す</u> る機関の設
業扱興金誘の進		略	
. 1			

略	略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

- 甲 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 倉吉市長 石田 耕太郎
- 乙 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町 湯梨浜町長 宮脇 正道

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)

平成22年3月31日に倉吉市(以下「甲」という。)と琴浦町(以下「乙」という。)との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改正後				改正前						
別表	別表(第4条関係)					別才	₹ (第4	条関係)		
政策	:		役割	分担	Ιſ	政				役割	分扣
分野	1 17	組の内容	甲の役割	乙の役割		分分		取	組の内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化			(1)の課す充たを 2)の課す必事及整 3)る要経を思にに体さのう 思ににたとの連行関業さのう寿係対制せ検。 春係対めな企絡う連にれ支。期る応をる証 期る応にる画調。す必る出	の課す充たにる2の課す必事を (3)る要性題る実め協。 性題る要業行 事とににたとのう 関業さのがあるがある証 期る応にる画 す必る				救医体の実急療制充	略		
	認症係支体の備知にる援制整		(1) <u>認知 オース かいの ない では からい では できまれる では できまれる しょう しょう しょう しょう はい </u>	用する <u>認知</u> <u>症診断シス</u> <u>テム</u> を活用 する。 (2) 甲の <u>管</u> 理するタッ				係る	お知接整た症発め機携知断診と 圏け症体備めの見の関し症及をと 域るの制す、早の医とたのび行も に認支をる知りた療連認診検うに、	関と連携して、タッチパネルの活用等による 認知症の診断システムを構築し、 運用する。	(1) 甲の運 用する診断シ <u>ステム</u> 用する。 (2) 認診 のの症活 のの症活 する。

		うに認者がつで制及症者擁る充ると若症生持動体備知る利係の図	用する。	置する若年 性認知症デ イサービス センター 活用する。 (4) 中部成 年後見支援 センターの
	略			
略立	m.t+			
産業	略 企業	圏域へ	略	
振興		の致す企に情有し誘う。 電業推た誘要を、企を 誘進め致な共用業行		
		企業雇用 組する 制力 を を を を を を を の 、 を 用 り 、 を の と の り の り り り り り り り り り り り り り り り	よる雇用創 出を促進さ せるための	出を促進さ
		度を創設 し、運営す る。	(2) 企業に よる雇用創 出を促動制度 の創設 連絡調整 行う。	出を促進す る奨励制度 の創設を行
			(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出	要とされる 経費の支出
			を行う。	を行う。

	<u>認係事</u> 認あ権に業を 生産がでの護事実。	る認知症の 検診 方。 (3) 介護 	(3) 甲の <u>行</u> <u>う認知症に</u> <u>係る介護事</u> <u>業</u> を活用す
略 産		(4) <u>成年後</u> <u>見を支援する機関の設置及び</u> 運営を支援する。	<u>見を支援す</u> る機関の設
業扱興金誘の進		略	
. 1			

略	略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

- 甲 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 倉吉市長 石田 耕太郎
- 乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2 琴浦町 琴浦町長 山下 一郎

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書(案)

平成22年3月31日に倉吉市(以下「甲」という。)と北栄町(以下「乙」という。)との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

			7	女正後					改正前			
別詞	長(第4	条関係)			月	別表 (第4条関係)					
$\overline{}$	(策			役割	分扫	1 6	政				役割	分扫
	野	取	組の内容	甲の役割	乙の役割		分分		取	組の内容	甲の役割	乙の役割
活機能の	医療	体制 の充 実					活機能の		救医体の実急療制充	略		
強化		思期健策推審保対の進	お工絶症と春に題すこ対実た行圏け妊、をす期係をるれ策に事う域る娠感始るのる解たらの向業。に人中染め思性課決めの充けを	の課す必事及整ににたとの連行関策を変業がを事及を関業されませる。 事と費を 関業さの とり はいましましま とり はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	の課す充たにる(2の課す必事を)る高を名証 は題る実め協。 性題る要業行 事と費性題る実め協。 性題る要業行 事と費はにに体さの力 思ににたとのう 関業さの 関業さの はいる		強化					
		認症係支体の備知にる援制整	知症に係	 を行う。 (1) 認知 力リパス発医とり 大野図、断のう。整ツを管り (2) をルレで管理 	用する <u>認知</u> <u>症診断シス</u> <u>テム</u> を活用 する。 (2) 甲の <u>管</u> 理するタッ				係る 支援 体制	お知援整た症発め機携知断診と関するの制す、早の医とたのび行もとのとたのび行も認期た療連認診検うに、	関と 連携し で、タッチ パネルの活 用部症のテム を構まする。 (2) と連携し で、タッの活 用等によの診 断が構築し、 運用する。 (2) と連携し で、と、医療機 で、と、医療機 で、と、医の で、と、医療機 で、と、医の で、と、医の で、と、医療機 で、と、医の で、と、医療機 で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、医の で、と、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、	 (1) 甲の運用する認知 症の診断システムを活用する。 (2) 即の行の検診を活力を活力を活力を

		うに認者がつで制及症者擁る充ると若症生持動体備知る利係の図	用する。	置する若年 性認知症デ イサービス センター 活用する。 (4) 中部成 年後見支援 センターの
	略			
略立	m.t+			
産業	略 企業	圏域へ	略	
振興		の致す企に情有し誘う。 電業推た誘要を、企を 誘進め致な共用業行		
		企業雇用 組する 制力 を を を を を を を の 、 を 用 り 、 を の と の り の り り り り り り り り り り り り り り り	よる雇用創 出を促進さ せるための	出を促進さ
		度を創設 し、運営す る。	(2) 企業に よる雇用創 出を促動制度 の創設 連絡調整 行う。	出を促進す る奨励制度 の創設を行
			(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出	要とされる 経費の支出
			を行う。	を行う。

(4) 成年後 見を支援す 名機関の設置及び運営を支援する。 略 略 企業		認 <u>係事</u> 認あ権に業を 知る業知る利係の図 に護びでの護事実。	る認知症の 検診方。う。(3) 作み事後者、知ずス集生中ののでは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策を	(3) 甲の <u>行</u> <u>う認知症に</u> <u>係る介護事</u> <u>業</u> を活用す
業 企業 誘致 の企業誘 の推 致を推進 進 するため、 企業誘致 に必要な 情報を共 有し、活用 して企業 誘致を行			<u>見を支援する機関の設置及び</u> 運営を支援す	<u>見を支援する機関の設置及び</u> 運営を支援す
企業誘致 に必要な 情報を共 有し、活用 して企業 誘致を行	業 症業 振 誘致 興 の推	の企業誘 致を推進	略	
	進	企業誘致 に必要を共 有して企業 誘致を行		

略	略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月 日

- 甲 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 倉吉市長 石田 耕太郎
- 乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1 北栄町 北栄町長 松本 昭夫

陳情第 1 号

倉吉市立図書館におけるインターネット環境の整備等に係る陳情

- 1 提 出 者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年 1月 7日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 3月 2日

倉吉市議会議長 由 田 隆

陳情者 住 所 鳥取県倉吉市新田129 氏 名 足 羽 佑 太

倉吉市立図書館におけるインターネット環境の整備等に係る陳情

このことについて、下記のとおり陳情します。

記

[陳情の要旨]

- (イ) 倉吉市立図書館において、無線のインターネット環境を整備いただきたい。
- (ロ) また、図書館において、飲み物を飲みながら読書・学習できる環境を整備いただきたい。

[陳情の経緯]

(イ) 先日、外出先でメールを送る用ができ、スマートフォンでは長文のメールの作成には不向きなので、申込書類を書いて図書館のPCでメールの送信をしようとしたところ、gmailやyahoo mail などのフリーメールのアカウントにアクセスできなかった。セキュリティ上の理由もあるのかもしれないが、これでは不便である。また、PC自体もやや型の古いもので操作しにくく、ネットの回線速度も速くないように感じた。

自分のPCをネットに繋げようにも、図書館には無線LANが飛んでいない。また、電源を使えるのは、一部エリア(研究室)のみ。本を借りるだけ、読むだけで、ネット環境が充分に備わっていないのは、読書に付随しているいろ作業をするのに、とても不便に感じた。

ついては、市営図書館において、無線のインターネット環境を整備いただきたい。

(ロ) 本や新聞をゆったり読みながら、コーヒーを飲んだり新聞を読んだりする姿は、日常的な・自然なものだと思う。たとえば、佐賀県の武雄市立図書館などは、公営の図書館を、ツタヤを運営するCCC(カルチュア・コンビニエンス・クラブ)に指定管理者として運営させ、図書館内にスターバックスを誘致し、ブック・カフェ形式で運営している。他にも、東京・代官山や馬事公苑のツタヤでも同様の取り組みがなされており、私も利用したが、コーヒーを飲みながら読書ができる、快適な環境である。たしかに、書籍・資料の汚損の懸念なども若干は否定できないが、それはごくわずかだろうし、そこは利用者による費用弁償や保険により解決できる問題である。それに、家庭に借りて帰った本は、ドリンクとともに読む人も多いだろうし、図書館で飲み物を禁止する意義も薄れるはずである。倉吉市立図書館においては、制服を着た高校生など学生利用者も多く、勉強をする際にも、コーヒーや紅茶など眠気防止のドリンクの需要はあると思う。

本来ならば、市立図書館近傍に、カフェを誘致してほしいと言いたいところであるが、民間の場合、特に図書館利用者数や来客数などが出店を左右するので、厳しいかもしれない。その場合であっても、飲み物を飲みながら読書・作業できるスペースが確保されることを願う。現状、図書館では飲み物禁止で、自販機は図書館の外にあり、そこは空調が効いておらず、冬場は寒くて夏場は暑い。図書館の中で、ドリンクを飲みながら作業ができれば、利用者の方が快適になると思うのである。

最近は、目の前で豆を挽いて淹れてくれる便利な自販機もあり、こういうものが設置されれば、カフェの代替として便利になると思う。 (参考URL) http://www.jbinc.co.jp/officecoffee/doutor/

陳情第 2 号

憲法の趣旨に合致する形での地方自治法等の改正を求める意見書提出について

- 1 提 出 者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年 2月 2日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成27年 3月 2日

倉吉市議会議長 由 田 隆

陳情者 住所: 鳥取県倉吉市新田129

氏名:足羽 佑太



地方自治法第124条以下及び国会法第79条以下並びに請願法について、 日本国憲法第16条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出を求める陳情

〇陳情の要旨

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第124条以下及び国会法(昭和22年4月30日法律第79号)第79条以下並びに請願法(昭和22年3月13日法律第13号)各条の請願権に係る条文については、日本国憲法第16条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正が行なわれるべく、倉吉市議会において、地方自治法第99条の規定に基づいて、国に意見書を提出する事を求める。

- (イ) 地方自治法および国会法の請願の受理要件「議員の紹介」を不要にすること。
- (ロ) 請願法第5条は、官公署が請願を「誠実に処理」すべきとするが、「誠実な処理」という表現はあいまいであるので、適法に提出された請願については、(a) 議会に対するものにあってはきちんと審議ないし審査し、(b) 官公署に対するものにあってはきちんと調査・検討し、その結果を提出者に対して報告すべきことを同法において明記すること。
 - (ハ) 議員の紹介の必要な請願と、不要な陳情の差異を是正すること。

O陳情の趣旨・詳細

▼はじめに~そもそも、請願権とは何か。

そもそも請願権は、官公署に対して、平穏に、自身の希望や要求などを主張する権利である。日本国憲法第16条は、「何人も、 損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人 も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定する。限定列挙ではなく、例示列挙として「その他の事項」 を含めることで、国民の請願権が国家作用全般に対して及ぶことを、明文で示した。

行政に対する請願など、請願に係る一般法として、請願法がその手続き(たとえば、請願は住所・氏名を記載した書面によることなど。)について定め、地方議会に対する請願については、特別法として地方自治法が、国会に対するものは国会法が規律する。 さて、ところで、この請願法は、なぜ必要なのだろうか。本来、立法府と行政府は、それぞれが抑制と均衡の関係を保ちなが

ら、可能な限り国民の意思をくみとり、行政活動を行なうようにすべきである。

しかしながら、この均衡が有効に機能せず、為政者や議員が選挙時の公約(マニフェスト)を破って、国民の意思が無にされてしまう事態は充分にありうる。これを指してルソーは、社会契約論の中で、「(国民が主権者なのは) 議員を選挙する間だけで、 議員が選ばれるや否や、国民は奴隷になり無に帰してしまう」と批判した。また、どんなに努力しても、行政が気づかない国民のニーズはあるはずである。

上述のように、仮に主権者たる国民の意に沿わない政治が行なわれる場合に備え、国民自身が自らの要求を伝える手段として、各種直接請求権とならんで、いわば参政権的な色彩をもつ権利①として、請願権が用意されているのである。これはいわば、議会と執行部が左右のタイヤとなって運転する車が暴走したとき、最後にハンドルをとり、ブレーキを操作するのが国民であるという表現が適切であろう。

現行の請願権規定の問題点

(イ)「議員の紹介」の存在

憲法は、「何人も…請願する権利」について定め、請願権は、すべての者に及んでいることを示している。また請願法は、憲法の 規定を踏襲した上で、その具体的手続き(住所・氏名の記載や、書面によるべきことについてなど)について定めているが、そ の他の条件については付していない。

しかし、その下位規範である地方自治法第124条は「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と定め、また国会法第79条においては「各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定する。この「議員の紹介」とは何なのであろうか。

私見では、この「紹介」には、「まっとうな」 請願であるか否かを、国民から選ばれた議員の目で事前に選別する、いわば、上程・審査前の「ふるい」として機能している側面があると解する。しかし、このように議員の紹介を法律で受理の必要的要件にまでしておくことについては、「憲法論としては・・・大いに問題であって、違憲視されねばならない」との見解もある(渡辺久丸 『請願権』 194頁)。私も、渡辺氏と同様の立場をとる。一般の国民には、議員の紹介を受けることはハードルが高いであろう。紹介

① なお、請願権の法的性格については、自由権説、受益権説、参政権説と争いがある。

は議員の「紹介する権利」なのか、国民の「紹介される権利」なのかも明確ではない。

遠憲論の根拠は、請願者は、自己の請願趣旨に賛同して紹介議員になってくれる者(政党)を選挙の結果得られなければ、議会に対し、請願権を行使できなくなるからである。仮に、当該請願に反対の議員が紹介議員になるとすれば、そのような紹介は形式的なものであって、もはやそのこと自体が、その介在(紹介)の不要性を証拠立てるものである。

なお、実務者は、「請願の内容に賛意を表するものでなければ、紹介すべきものではない」(1949年9月5日地自滋第4号滋賀県議会事務局長宛、行政課長回答)とするが、学説には、「請願内容に反対でも紹介議員になれると解するべきであり、また同一事項について相反する内容の請願がなされた場合に、両者の紹介議員になれると解する」(基本法コンメンタール、室井・金子編『地方自治法』)として、前者に対立する学説もある。また、実務家の中にも「願意に賛成でなければ紹介できないとの制約は、住民の請願権を事実上制約する」から「いずれの場合でも紹介できるように改める必要がある」との声もある。

しかしながら、顧意に賛成できないのに紹介議員になるのを強いるのは、彼の思想・信条を侵すことにもなりえ、問題がある。 また、そもそも、上述のとおり賛同できないものに紹介を強いるならば、紹介そのものが形骸化して意味をなさず、違憲視され なければならないので、この改正が必要であり、国に対してその是正を働きかけられたい。

(ロ)「誠実処理義務」とは何かが不明瞭

請願法第5条は、官公署が請願を「誠実に処理」すべきとするが、「誠実な処理」という表現はあいまいであるので、適法に提出された請願については、(a) 議会に対するものにあってはきちんと審議ないし審査し、(b) 官公署に対するものにあってはきちんと調査・検討し、その結果を提出者に対して報告すべきことを法において明記すべきである。また、請願法の「誠実処理義務」の適用主体を、「官公署」に限定せず、議会を含みうるものにすることも必要である。

なお、請願権の法的性格について、請願は「単に希望の表示たるに止まり…その審査を要求する権利があるのではない…唯適 法な形式を備へた請願に対しては、之を受理すべき義務がある」との学説(美濃部達吉「日本国憲法原論」1949年、182 頁~)もあるが、私はこれに否定的である。

もし、官公署ないし議会が、請願を受理するだけで審議をせず、形だけ受け取って放置をすれば、その請願提出者の意思・希望は、無に帰してしまう。かつて、大日本帝国憲法下においては、請願は臣民から主権者たる天皇に対してのものであり、天皇の慈悲・恩恵として臣民に「発言を許す」「聞き置く」という性質のものだったが、現行憲法のもとでは、「主権は国民に存する」(憲法前文)ことを考えれば、国民の意思ができるだけ行政に反映されるよう、請願の内容について審査すべき「審査要求権」を含むと解するのが相当であると考えている(もちろん、請願内容について、「採択」するか「不採択」とするか否かは、請願を受けた立法府ないし行政府が決定すべきもので、この判断は彼に委ねられていると解するが、その審査をせず、ただ受け取るだけでは、請願権の趣旨を没却させるものになり、不当であるとの立場をとる。)。なお、私の主張に関連する学説には次のようなものがある。

「請願法五条の請願の「誠実な処理」から調査・報告の義務があると解するのが妥当である。」(粕谷友介『基本的人権の保障』 204頁)。

「請願権が権利とされるのは、国家機関に対して請願を受理し、かつ誠実に処理すべきことを義務づける作用をするからである。 なお、通説においては、請願者は、請願についての回答を要求しえないものとされるが、とくに否認する根拠に乏しいものと思 われる。」(長尾一紘『日本国憲法・新版』162頁)。

「請願権は、なんらかの回答を請求する権利を含むものと解す」(粕谷友介・渡辺久丸「現代請願権論」176頁)。

「回答を請求する権利を含むものと解すべきではなかろうか。」・「ボン基本法一七条…審査と回答を請求する権利を包含している。」(粕谷友介「請願権(憲法十六条)について」『上智』173頁・167頁)

(ハ)「請願」と「陳情」の差異の存在、「陳情」についての法律上の扱いが不明瞭

現行法令上、紹介議員をつけて請願の提出がなされた場合については、国会に対するものは、国会法第80条によって「請願は、 各議院において委員会の審査を経た後これを議決する」とされ、国会の審議に付されることになっている。また、地方自治法第 109条第2項は「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とし、請願については、審査すべきことが法令上規定されている。

ところが、紹介議員のない陳情については、明文の規定がない。② ゆえに、自治体によって、「請願は委員会で審査、陳情は参考までに所管委員会に参考配布」など、陳情は審議の対象から外されていたり、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」(倉吉市議会会議規則)と、原則同一に扱うとされていたり、様々である。このように、住所によって陳情の扱いが異なるのは、請願権が憲法上の権利であることを考えれば好ましくない。憲法上の請願権には、紹介議員のない「陳情」も含まれていると解するのが相当なところ、陳情も請願も、全国的に同一の扱い(審議)がなされるべきである。ついては、左記のとおり、請願も陳情も、住所・氏名を記載した適法なものについては、きちんと審査すべきことを地方自治法及び国会法、並びに請願法に法定すべく、倉吉市議会において意見書を提出いただきたい。

② なお、地方自治法第109条では議会常任委員会の審議の対象が「議案・請願等」となり、旧来の「議案・陳情等」から変わっているが、地方自治法改正にあたっての平成24年8月7日の第180回国会総務委員会によれば、その理由を川端国務大臣が、【陳情については、「議案、請願等」の「等」に含まれるものと解されます。】と答弁している。ただ、陳情の文字が抜けた分、各議会の自由な解釈を許すことに拍車をかけている印象を受ける。